

○函館工業高等専門学校寮生準則

昭和37年6月8日

制定

函館工業高等専門学校寮生準則

第1章 総則

(目的)

第1条 この準則は、函館工業高等専門学校学生寮管理運営規程(以下「学寮規程」という。)

第10条の規定に基づき、函館工業高等専門学校学生寮(以下「学生寮」という。)において学生寮に入寮している学生(以下「寮生」という。)が遵守すべき事項について定めることを目的とする。

(寮生の本分)

第2条 学生寮は、共同生活を通して人間形成を助長するための教育施設であり、寮生は、学寮規程、本準則並びに学校の指導に従い、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

第2章 入寮及び退寮の手続等

(入寮の手続)

第3条 学生寮に入寮を希望する学生は、新規入寮にあつては入寮願(第1-1号様式)を、継続入寮にあつては継続入寮願(第1-2号様式)を、再入寮にあつては再入寮願(第1-3号様式)及びその他函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)が定める書類を提出しなければならない。

- 2 寮務委員会は、別に定める入寮者選考基準に基づき、入寮の選考を行うものとする。
- 3 校長は、寮務委員会の選考に基づき新規入寮及び再入寮を許可した学生に対して、入寮許可書(第2号様式)を交付するものとする。ただし、継続入寮を許可された学生であつて、寮務委員会の寮則違反に対する指導処置により「条件付き継続入寮」となった学生については、備考欄にその旨を附記して交付するものとする。
- 4 入寮を許可された者は、直ちに入寮誓約書(第3号様式)及びその他校長が定める書類を提出しなければならない。

(退寮の手続)

第4条 退寮を希望する者は、退寮願(第4号様式)を提出して、校長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、退寮に当たって、居室その他居室に附属する設備等について、学生課寮務係の点検を受けなければならない。

(退寮措置)

第5条 寮生が、次の各号のいずれかに該当したときは、学寮規程第6条第9項の規定に基づき、校長は退寮を命ずることがある。

- 一 2か月以上寄宿料又は第7条に定める寮費の納入を怠ったとき。
- 二 共同生活の秩序及び風紀を乱す行為があったとき。
- 三 疾病その他保健衛生上共同生活に適しないと認められるとき。
- 四 その他校長が必要と認めたとき。

第3章 寄宿料等

(寄宿料)

第6条 寮生は、函館工業高等専門学校学則第46条の規定に基づき、寄宿料を本校が指定する方法により納付しなければならない。

(寮費)

第7条 寮生は、学寮規程第8条に規定する入寮時に必要な経費及び生活上必要な経費(以下「寮費」という。)を、本校が指定する方法により納付しなければならない。

- 2 寮生は、再入寮の場合であっても、入寮時に必要な経費を納付しなければならない。

第4章 寮生会

(寮生会)

第8条 学生寮に、寮生全員をもって構成する寮生会を置く。

- 2 寮生会は、学校の指導のもとに、学生寮設置の本旨に従い、学生寮における日常生活の具体的な事項を自律的に運営することを通して、寮生の人間形成に資することを目的とする。

- 3 寮生会の遵守すべき事項は、別に定める寮生会準則によるものとする。

第5章 寮生規律

(日課)

第9条 寮生は、規律ある生活を営むために別に定める寮生活のしおりに従って生活しなければならない。

- 2 寮生活の日課は、起床時刻、食事時間、学習時間、門限、消灯時刻その他を規定し、校長がこれを定める。

(外泊、門限遅刻)

第10条 寮生は、外泊をしようとするとき及び門限遅刻が予想されるときは、外泊願(第5号様式)又は門限遅刻願(第6号様式)若しくは特別外出願(第7号様式)を事前に提出して、寮務主事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合は、別に定める細則その1によって食費の払戻しを受けることができる。

(居室の決定、変更)

第11条 寮生の居室の決定、変更は、寮務主事が行う。

(環境の美化)

第12条 寮生は、学生寮内外の清掃を行い、清潔整とんを旨として、快適な生活環境の保持に努めなければならない。

(防災)

第13条 寮生は、学生寮の災害防止に常に留意しなければならない。

- 2 防災については、別に定める春潮寮防災規程によるものとする。

(健康管理)

第14条 寮生は、各自健康の維持増進に留意しなければならない。

- 2 校長が必要と認めたときは、健康診断、治療等を命ずることがある。

(所持品の管理)

第15条 寮生は、各自その所持品の管理に留意しなければならない。

- 2 所持品に事故が発生したときは、速やかに寮務主事に届け出なければならない。

(学生準則の準用)

第16条 寮生が、学生寮において、団体結成、団体の解散、校外団体加盟、集会、催物等の行事、印刷物等の配布、販売、掲示並びに調査、署名、募金を行おうとするときは、函館工業高等専門学校学生準則第18条から第23条までを準用する。ただし、指導教員又は学級担任教員は寮務主事に、学生準則第8、9、10、11、12号様式は寮生準則第8、9、10、11、12号様式とそれぞれ読替えるものとする。

第6章 施設保全の義務

(施設保全の義務)

第17条 寮生は、居室、共用施設その他学生寮の施設を常に良好な状態に保全することに留意し、次の各号に定める事項に誠実に従わなければならない。

- 一 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- 二 学生寮内に、許可なく寮外者を立ち入らせないこと。
- 三 居室には寮外者を宿泊させないこと。
- 四 施設・設備に、許可なく工作を加えないこと。
- 五 故意又は過失により施設・設備を滅失、損傷又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。
- 六 防災査察、施設管理上教職員等が居室に入室する必要があるときは、これに協力すること。

第7章 その他

(雑則)

第18条 この準則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この準則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和49年9月30日から施行し、昭和49年4月11日から適用する。

附 則

この準則は、昭和51年10月1日から施行し、昭和51年3月11日から適用する。ただし、第1条の改正については、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、昭和60年2月4日から施行する。

附 則

この準則は、昭和61年1月30日から施行する。

附 則

この準則は、平成2年2月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成11年1月11日から施行する。

附 則

この準則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成19年5月7日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日函高専達第13号）

この準則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、令和4年4月1日から施行する。

第 1-1 号様式(第 3 条関係)

学 級	
担 任	

(学生課寮務係提出)

入 寮 願

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

函館工業高等専門学校学生寮に入寮したいので、ご許可願います。

(学生)

工学科 第 学年(年度入学)

ふりがな

氏 名(自署)

性 別

生年月日 年 月 日 生

(保護者等)

住 所 〒

ふりがな

氏 名(自署)

電話番号 () -

※この入寮願の保護者等は、入学誓約書の保護者等と同一人であること。

第 1-2 号様式(第 3 条関係)

学 級 担 任	
------------	--

(学生課寮務係提出)

継 続 入 寮 願

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

函館工業高等専門学校学生寮に引き続き入寮したいので、ご許可願います。

(学生)

工学科 第 学年(年度入学)

ふりがな

氏 名(自署)

性 別

生年月日 年 月 日 生

(保護者等)

住 所 〒

ふりがな

氏 名(自署)

電話番号 () -

※この入寮願の保護者等は、入学誓約書の保護者等と同一人であること。

第 1-3 号様式(第 3 条関係)

学 級	
担 任	

(学生課寮務係提出)

再 入 寮 願

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

函館工業高等専門学校学生寮に再入寮したいので、ご審議の上ご許可願います。

(学生)

工学科 第 学年(年度入学)

ふりがな

氏 名(自署)

性 別

生年月日 年 月 日 生

(保護者等)

住 所 〒

ふりがな

氏 名(自署)

電話番号 () -

※この入寮願の保護者等は、入学誓約書の保護者等と同一人であること。

第2号様式(第3条関係)

入 寮 許 可 書

年 月 日

様

函館工業高等専門学校長

○ 印

年 月 日付けで提出のあった入寮申請について、函館工業高等専門学校学生寮規程第6条第5項の規定により、学生寮への入寮を下記のとおり許可します。

記

入 寮 者	学科・学年	工学科 第 学年
	ふりがな 氏 名	
入 寮 許 可 日	年 月 日	
居 室 番 号	号室	
備 考		

第3号様式(第3条関係)

入 寮 誓 約 書

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

このたび函館工業高等専門学校学生寮に入寮を許可されましたが、寮生として「寮生準則」をはじめ諸規則を遵守し、寮風の向上に努めることを誓います。

(学生)

工学科 第 学年(年度入学)

ふりがな

氏 名(自署)

性 別

生年月日 年 月 日 生

上記の者に関し、貴校学生寮在寮中は一身上のこと、並びに学生寮に関する債務の履行その他一切の責任をわたくしが負うことを保証します。

(保護者等)

住 所 〒

ふりがな

氏 名(自署)

電話番号 () —

(保護者等)

住 所 〒

ふりがな

氏 名(自署)

電話番号 () —

※ この入寮誓約書の保護者等は二名とし、一名は保護者、他一名は第三者(叔父・叔母・知人等)とし、いずれか一名は入寮願と同一人であること。

第4号様式(第4条関係)

学級 担任	
----------	--

(学生課寮務係提出)

退 寮 願

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

函館工業高等専門学校学生寮を下記の理由により退寮したいので、ご許可願います。

(学生)

工学科 第 学年(年度入学)

ふりがな

氏 名(自署)

(保護者等)

ふりがな

氏 名(自署)

記

1 退寮の理由

2 退寮希望年月日 年 月 日

3 退寮後住所 〒

TEL () -

第5号様式(第10条関係)

外泊願い	申請日： 月 日(曜日)
------	---------------

■前日までに、本人が寮務係に提出すること(代理提出無効)。

■虚偽の申請が発覚した場合は、退寮を含む厳しい処分が科せられる。

居室番号	学年・学科	寮生氏名

外泊を希望する期間	月 日(曜日) 時 から
	月 日(曜日) 時 帰寮

外泊を希望する理由			
自宅に帰省	自宅電話番号		
保護者や親戚と一緒に宿泊	宿泊先		
課外活動(団体名：)	所属クラブ等の指導教員の確認が必要		印
就職活動(行き先：)	クラス担任の確認が必要		印
その他校外活動(理由：)	クラス担任・指導教員の確認が必要		印
寮務委員会が必要と認める場合 【別紙理由書(自由様式)を提出】	所属学科寮務委員の確認が必要		印
緊急の場合(連絡先：)	宿日直教員の確認が必要		印
↑ ○を 記入	緊急事態の概要：		

欠食する期間 (3日前までに申請が必要)	月 日(曜日)朝・昼・夜 から
	月 日(曜日)朝・昼・夜 まで

「安全な寮」「規律ある寮」
「そしてきれいな寮」

寮務主事	寮務係長	寮務係

第 6 号様式(第 10 条関係)

門限遅刻願い	申請日： 月 日(曜日)
--------	---------------

- 当日午後 4 時までには，本人が寮務係に提出すること(代理提出無効)。
- 虚偽の申請が発覚した場合は，退寮を含む厳しい処分が科せられる。
- 帰寮したら，必ず宿直教員に報告すること。

居室番号	学年・学科	寮生氏名

門限遅刻が必要な日	月 日(曜日)
帰寮予定時間 午後11時を超える門限遅刻は 原則として認めない	<input type="checkbox"/> 午後 9 時 30 分 <input type="checkbox"/> 午後 10 時 <input type="checkbox"/> 午後 10 時 30 分 <input type="checkbox"/> 午後11時

門限遅刻が必要な理由
<ul style="list-style-type: none"> ■アルバイトや遊びを理由にした門限遅刻は認められない。 ■正当な理由がある場合は，以下に記入すること。
理由：

「安全な寮」「規律ある寮」
「そしてきれいな寮」

寮務主事	寮務係長	寮務係

第 7 号様式(第 10 条関係)


特別外出願い	申請日： 月 日(曜日)
--------	---------------

■門限以降, 午前 6 時までに出る必要がある場合に, 宿直教員又は寮務係まで提出(代理提出無効)。

■虚偽の申請が発覚した場合は, 退寮を含む厳しい処分が科せられる。

居室番号	学年・学科	寮生氏名

特別外出が必要な日	月 日(曜日)
外出予定時間	時 分
帰寮予定	月 日(曜日) 時 帰寮

特別外出が必要な理由	
<p>■アルバイトや遊びを理由にした特別外出は認められない。</p> <p>■正当な理由がある場合は, 以下に記入すること。</p>	
理由：	
宿直教員又は寮務係の確認	 印 or サイン

「安全な寮」「規律ある寮」
「そしてきれいな寮」

寮務主事	寮務係長	寮務係